

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年5月1日

山口県知事 村岡嗣政

1 業務概要

(1) 業務の名称

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業

(2) 業務内容

男女ともに仕事と育児・家事の両立可能な社会の実現に向け、男性の育児休業の取得促進や子育てのための休暇制度の創設等、子育てしやすい職場環境づくりを促進する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者(以下「単体参加者」という)、または、次の(1)から(2)までの要件をすべて満たす者により構成される共同企業体で、共同企業体の代表企業が次の(3)を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (3) 山口県内に事業所を有すること。

3 応募要領等の配布

令和6年5月1日(水)から令和6年5月24日(金)まで、労働政策課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

(1) ホームページタイトル

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業に関する公募型プロポーザルの実施について

(2) 配布資料

○応募要領

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業公募型プロポーザル応募要領

○仕様書

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業仕様書

○別紙様式1

企画提案提出書

○別紙様式2

質問書

○別紙

参加表明書

4 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参、または郵送すること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課

(3) 受領期限

令和6年5月24日(金)午後3時必着

5 審査

審査は、令和6年度男性の育児休業等取得促進事業審査委員会により、令和6年5月末までに実施する。

6 その他

(1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(2) 提出された提案書は返却しない。また提出された提案書の訂正、差し替えは、認めない。

(3) 詳細については、山口県産業労働部 労働政策課 働き方改革推進班（電話：083-933-3221）に問い合わせること。

以上